

令和6年度 第2回 滋賀県渋滞対策協議会

主要渋滞箇所でのモニタリング基準の見直し

令和7年3月14日(金)

1. モニタリング基準の見直しの概要

- 平成24年度の主要渋滞箇所の選定から、令和5年度までに12箇所を特定解除としているが、依然として多くの主要渋滞箇所が残存している状況。(計62箇所)
- 令和5年度には特定解除フローの一部見直しも行っているが、特定解除に使用される速度のモニタリング基準についても、評価区間等に課題が見られるため、交通実態に応じた適切な評価を実施していきたい。
- 今日は、具体的なモニタリング基準の見直し方針について検討した結果を示す。

【課題認識と方針】

課題認識 主要渋滞箇所のモニタリング方法改善

- ・R5第1回の渋滞協にて、特定解除に関して、評価区間に関する意見があった
- ・当該の交差点以外からの影響により渋滞が評価されている箇所が存在(※p.4に記載)

・主要渋滞箇所のモニタリング基準の見直しを検討

交通実態に応じた適切な主要渋滞箇所の評価を実現

【スケジュール】

R6第1回協議会(前回)
・モニタリング基準の見直しの方針を提示

R6第2回協議会(本日)
・モニタリング基準の見直しの具体内容を提示

R7年度～
・新しい基準によるモニタリング、特定解除検討を実施

1. モニタリング基準の見直しの概要

○第1回協議会でも提示した通り、評価区間が比較的長い箇所(センサス区間単位)については、他交差点等の別の影響も評価されている可能性があるため、より適切に当該交差点による影響を評価できるよう評価区間の見直しを検討する。

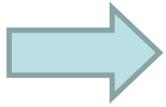
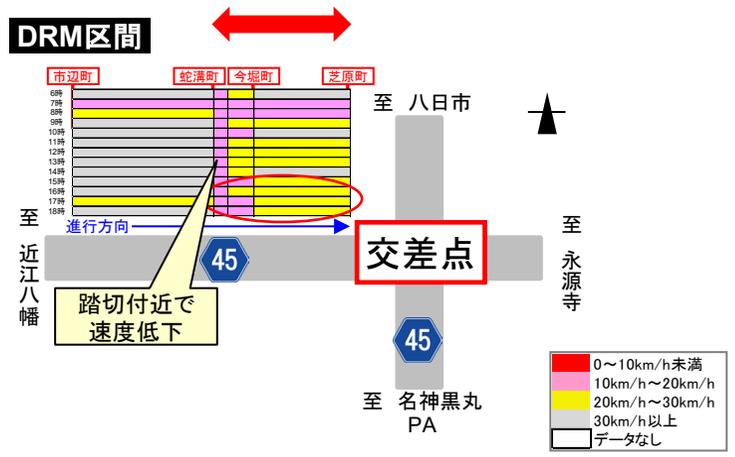
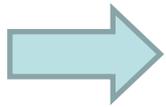
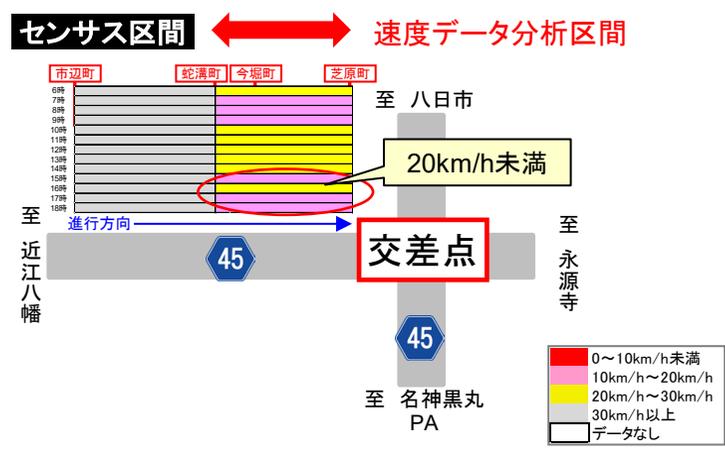
【検討項目】

一部評価区間の見直し

→評価区間が長いことにより、周辺交差点の速度低下が評価区間に影響している箇所が存在し、実際の交差点の状況との乖離が見られる。

【見直し方針(案)】

・当該交差点以外からの影響を受けない区間を基本とし、評価区間の見直しを実施(例:センサス区間からDRM区間への変更等)



※センサス区間とDRM区間の違い

	それぞれの区間の特徴
センサス区間 (交通調査基本区間)	基本的に交通量および道路状況に著しい変化のない区間で区切られており、区間長が長く、1区間に複数の交差点が含まれることがある。
DRM区間 (Digital Road Map区間)	基本的に道路同士の交差点間で区間が区切られているため、センサス区間と比較し1区間あたりの区間長が短く、細かく評価できる。

2. モニタリング基準の見直し手順・候補箇所

- 評価区間の見直しにあたり、以下の手順にて検討を行い、10箇所の見直し候補箇所を抽出した。
- 具体的な見直し事例を次頁以降に示す。

【具体手順】

STEP①

- ・センサス区間でモニタリングが行われている流入部のうち、R4およびR5(それぞれ9月～11月)でのモニタリング条件下での旅行速度が2か年連続で20km/h未満の箇所を抽出(※特定解除済み箇所・単路部は除く)

STEP②

- ・STEP①の抽出箇所において航空写真等から個別確認を行い、近接する信号交差点、踏切、大規模施設の沿道出入り等の、当該交差点以外からの影響による速度低下が考えられる箇所を抽出し、当該の事象の影響を受けないと考えられる範囲をDRM区間より詳細に設定*
- ・見直し対象と同様の区間でモニタリングが行われている主要渋滞箇所についても同様に見直しを検討

STEP③

- ・STEP②の区間でR4、R5の速度を集計の上、現状のセンサス区間での速度と比較を行い、いずれの年度でも速度が向上している場合には当該交差点以外からの影響を受けていたと判断し、評価区間をSTEP②の区間に見直す

※詳しい設定基準については参考ページに記載

【STEP③で抽出された見直し候補区間】

ステータス	箇所数	主要渋滞箇所名(流入部)
事業完了	1箇所	野路中央(流入3)
事業中	5箇所	顔戸(流入3)、南田山(流入1)、大津港口(流入3)、千代町(流入1)、仰木口(流入1)
調査路線	1箇所	地蔵町(流入2)
対策検討中	3箇所	長浜警察署前(流入2)、野路町(流入2)、新浜町(流入3)
合計	10箇所	

3. 見直し箇所(代表例①長浜警察署前(流入2))

- 代表的な見直しケースを以降に示す。
- 長浜警察署前交差点の流入2方向では、近隣交差点(八幡中山町~川崎町)の速度までがモニタリング区間に含まれていたため、長浜警察署前交差点単体の流入部の影響範囲のみに変更したところ速度が向上した。

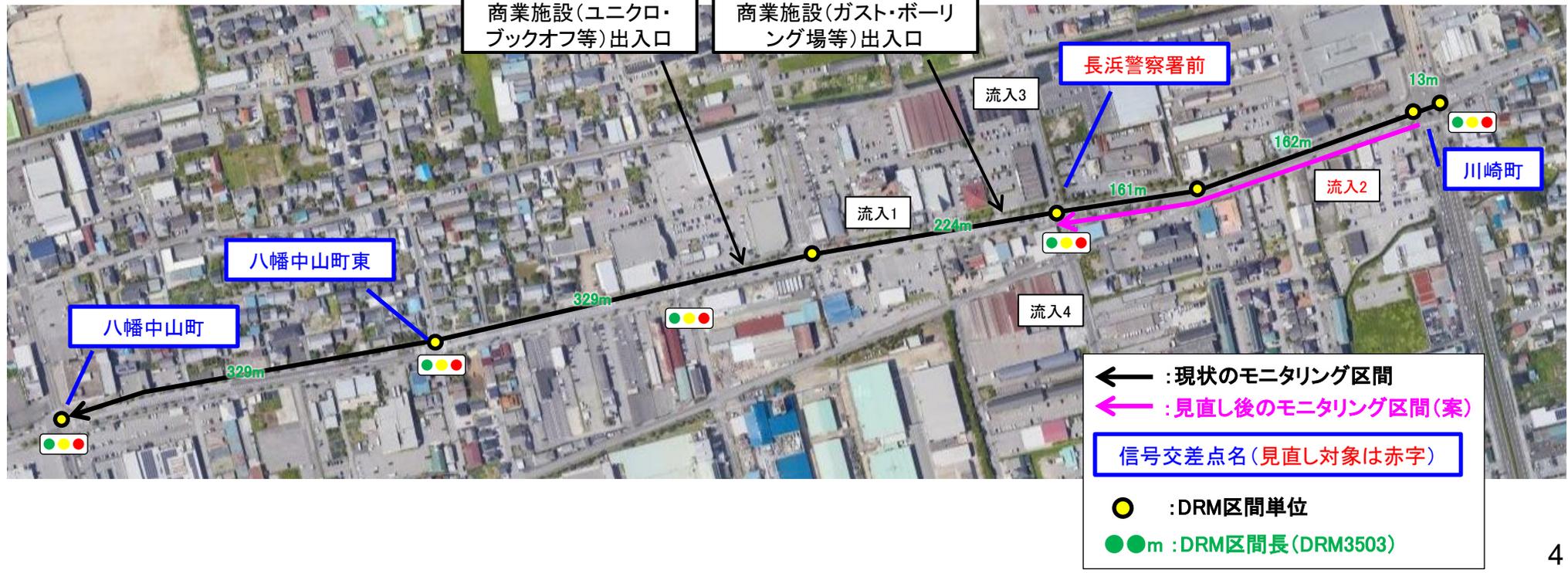
【長浜警察署前交差点(流入2)】

近隣交差点の速度まで含まれていたため、当該の区間を除外
 同様の事例)顔戸(流入3)、地蔵町(流入2)、野路中央(流入3)、南田山(流入1)、野路町(流入2)、大津港口(流入3)、千代町(流入1)、仰木口(流入1)

■モニタリング速度の変化

R4 (R4.9-11)		R5 (R5.9-11)	
区間見直し前	区間見直し後	区間見直し前	区間見直し後
18.2km/h	20.8km/h	18.4km/h	20.5km/h

■見直しの概要



4. 今後の方針

- 前述の見直し候補箇所については、次年度以降のモニタリング基準としての設定し、次年度の特定解除基準からの適用を検討。
- モニタリング基準の見直しとして、本年度は評価区間の見直しを検討したが、大津市などの市街地中心部では道路用地が狭い、信号同士の間隔が短い等の道路構造上の要因により、慢性的に旅行速度が低くなっている箇所もあることが想定されるため、渋滞の基準となる速度（滋賀県では一律で20km/h）の適切な設定についても今後考えられる（例えば、京都府では京都市内が15km/h・その他地域では20km/hとエリアごとに基準となる速度が設定されている）
- 評価区間の年度ごとの見直しや、前述の基準となる速度の検証等、モニタリング基準の見直しの継続については、次年度以降のモニタリング結果等を踏まえながら検討予定。